

特定非営利活動法人 Tsukuba Pride 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Tsukuba Pride という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、つくば市を中心とした地域住民に対して、スポーツの振興、部活動支援、国際交流の推進に関する事業を行い、もって心豊かなコミュニティの形成、スポーツを通じた健全な成長、スポーツマンシップを備えた人材の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 部活動支援事業
 - ② スポーツを通じた親子健康増進事業
 - ③ スポーツ大会及びスポーツイベント開催事業
 - ④ スポーツを通じた国際交流事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するための事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の議決権を持つ個人及び団体を指す。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員になろうとする者は、法人の定める入会申込書を提出することにより、入会の手続きを行うものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書

面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項 (役員の数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	杉山 大和
副理事長	服部 嶺
同	佐藤 悠貴
監事	本合 智景
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 5000 円

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 Tsukuba Pride

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	杉山 大和		無
副理事長	服部 嶺		無
	佐藤 悠貴		無
監事	本合 智景		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

令和8年2月23日

特定非営利活動法人 Tsukuba Pride
設立代表者 住所

氏名 杉山 大和

1 趣旨

近年、少子化や社会環境の変化により、子どもたちがスポーツに親しむ機会の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている。特に学校部活動においては、教員の働き方改革や指導者不足などを背景として部活動の地域移行が進められており、地域社会全体で青少年のスポーツ環境を支える体制づくりが求められている。

しかしながら、地域においては、子どもたちが安心して継続的にスポーツに取り組むことができる環境や、親子でスポーツの楽しさや健康づくりを学ぶ機会が十分とは言えない状況にある。また、スポーツは心身の健康の向上だけでなく、協調性や礼儀、挑戦する心などを育む重要な教育的価値を持つものであり、地域全体でその機会を支えていくことが重要である。

このような背景のもと、スポーツ教室の開催、親子を対象とした健康増進活動、地域住民が参加できるスポーツ大会やイベントの企画などを通じて、スポーツに親しむ機会の創出に取り組み、部活動の地域移行を支えるスポーツ教室やトレーニングキャンプの実施、スポーツ大会やイベントの開催、スポーツ選手および指導者の育成、スポーツを通じた国際交流の推進などの事業を展開し、地域におけるスポーツ環境の充実と青少年の健全な成長に寄与していきたいと考えている。

これらの活動を継続的かつ安定的に実施していくためには、ボランティア活動での継続には限界があり、社会的信頼性の向上や事業運営の基盤強化が必要である。そこで、組織体制を整備し、地域社会や関係機関と連携しながら公益性の高い活動を推進するため、特定非営利活動法人を設立することとした。

本法人は、スポーツの振興、青少年の健全育成、親子の健康教育、スポーツを通じた国際交流の推進に取り組み、地域住民がスポーツを通じてつながり、心豊かなコミュニティを形成することに寄与することを目的として設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

～2024年3月	筑波大学のスポーツ活動団体として地域貢献活動を実施
2025年12月	特定非営利活動法人に向けての研究会開催
2026年2月	特定非営利活動法人設立準備会開催
2026年3月	設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年（2027年）3月31日まで

特定非営利活動法人 Tsukuba Pride

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤の確立と地域社会への認知向上を最優先とし、以下の方針に基づいて事業を展開する。

〈事業内容の基盤作成〉

今後の活動の拡充に向けて、事業内容の企画・検証を行い、持続可能な運営モデルを策定する。

〈組織基盤の確立〉

法人運営に必要な体制整備を進め、役員・スタッフの役割分担を明確にし、円滑な運営基盤構築を目指す。

〈積極的な広報活動〉

法人の設立目的や事業内容について、地域住民や関係機関に広く周知するため、パンフレット作成やSNS活用など、多角的な広報活動を推進する。

なお、事業内容に関しては、青少年の健全な成長を促すことを主眼に、スポーツを通じて地域の中学校部活動の地域移行に貢献するための活動機会の創出を目指す。また、青少年に限らず、つくば市民全体の健康増進にも寄与することを目指し、市民が参加しやすいスポーツや健康イベントの企画および実施に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 部活動支援事業	つくば市在住の小中学生を対象に、バドミントン教室を実施する。部活動の地域移行活動の一部として活動する。	A) 2026年9月 2026年2月 B) つくば市体育館 C) 10名	D) つくば市在住の小中学生 E) 1回60名	220,000円

② スポーツを通じた親子健康増進事業	つくば市在住の親子を対象とした、健康増進教室の実施。未就学児および小学校低学年の児童とその保護者を対象に、運動教室を実施し、健全な発育発達に寄与する活動を実施する。	A) 2026年11月 B) つくば市体育館 C) 4名	D) つくば市在住の未就学児および小学校低学年の児童とその保護者 E) 30人 (15組)	67,000円
③ スポーツ大会およびスポーツイベント開催事業	「する」「見る」「支える」「知る」の多様なスポーツの楽しみ方の視点を育むため、つくば市周辺在住の方を対象とした、オープン大会の実施。	A) 2026年12月 B) つくば市体育館 C) 10名	D) つくば市周辺在住の一般市民(小中学生を含む) E) 75人	284,000円
④ スポーツを通じた国際交流事業	スポーツを媒体として、世界と繋がり、グローバル教育の一環として、海外スポーツクラブとの交流事業を行う「	本事業年度に関しては実施予定なし。	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の予算額
① 物品販売事業	活動の広告を兼ねた物品販売を実施。(オリジナルTシャツ販売等)	A) 通年(2-(1)事業時等) B) 2-(1)事業の活動会場等 C) 10名	170,000円

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度の事業計画書

令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

特定非営利活動法人 Tsukuba Pride

1 事業実施の方針

設立翌年度にあたり、初年度に築いた組織基盤を強化・拡充し、事業の質と地域貢献度の向上を目指し、以下の方針に基づいて事業を展開する。

〈組織基盤の強化と安定化〉

定期的な内部体制の見直しや役割分担の明確化、及び会員・ボランティアの増強を図り、法人運営の安定化を図る。また、助成金の獲得や寄付の募り方の工夫、イベント開催等を通じて持続可能な資金基盤の確立を目指す。

〈広報活動の推進および地域連携の深化〉

設立初年度に引き続き、法人の認知度向上と事業への参加促進を目的とした積極的な広報活動を継続し、地域住民の理解と支持を拡大する。また、つくば市や関連団体、学校、地域コミュニティと連携を図り、活動の幅を広げる。

〈事業内容の拡充と多様化〉

初年度の事業実績や利用者のニーズを踏まえ、スポーツを通じた健康増進プログラムの多様な展開を図る。

なお、事業内容に関しては、初年度に引き続き、青少年の健全な成長の促進、つくば市民全体の健康増進にも寄与する事業を中心に、市民が参加しやすいスポーツや健康イベントの企画および実施に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 部活動支援事業	つくば市在住の小中学生を対象に、バドミントン教室を実施する。部活動の地域移行活動の一部として活動する。	A) 2027年5月 2027年8月 2027年11月 2027年2月 B) つくば市体育館 C) 10名	D) つくば市 在住の小 中学生 E) 1回60名	438,000円

② スポーツを通じた親子健康増進事業	つくば市在住の親子を対象とした、健康増進教室の実施。未就学児および小学校低学年の児童とその保護者を対象に、運動教室を実施し、健全な発育発達に寄与する活動を実施する。	A) 2027年11月 B) つくば市体育館 C) 4名	D) つくば市在住の未就学児および小学校低学年の児童とその保護者 E) 30人 (15組)	67,000円
③ スポーツ大会及びスポーツイベント開催事業	「する」「見る」「支える」「知る」の多様なスポーツの楽しみ方の視点を育むため、つくば市周辺在住の方を対象とした、オープン大会の実施。	A) 2027年12月 B) つくば市体育館 C) 10名	D) つくば市周辺在住の一般市民(小中学生を含む) E) 75人	280,000円
④ スポーツを通じた国際交流事業	スポーツを媒体として、世界と繋がり、グローバル教育の一環として、海外スポーツクラブとの交流事業を行う。	A) 年1回 B) つくば市体育館 C) 10名	D) つくば市周辺在住の一般市民(小中学生を含む) E) 20名	100,000円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の予算額
② 物品販売事業	活動の広告を兼ねた物品販売を実施。(オリジナルTシャツ販売等)	D) 通年(2-(1)事業時等) E) 2-(1)事業の活動会場等 F) 10名	170,000円

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Tsukuba Pride
 （単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費			50,000
2 受取寄附金			
受取寄附金			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
4 事業収益			
部活動支援事業	180,000		
スポーツを通じた親子健康増進事業	22,500		
スポーツ大会およびスポーツイベント開催事業	225,000		
物品売買事業		220,000	647,500
5 その他収益			
雑収益	5,000		5,000
経常収益計	982,500	220,000	1,202,500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	220,000		220,000
法定福利費	21,000		21,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	241,000	0	241,000
(2) その他経費			
施設使用料	71,000		71,000
旅費交通費	36,000		36,000
消耗品費	175,000		175,000
広告費	18,000		18,000
仕入		150,000	150,000
雑費	30,000	10,000	40,000
デザイン費		10,000	10,000
その他経費計	330,000	170,000	500,000
事業費計	571,000	170,000	741,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	360,000		360,000
法定福利費	36,000		36,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	396,000	0	396,000
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	64,000		64,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	64,000	0	64,000
管理費計	460,000	0	460,000
経常費用計	1,031,000	170,000	1,201,000
当期経常増減額	△ 48,500	50,000	1,500
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額			1,500
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			1,500

令和9年度（2027年度）活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人Tsukuba Pride
（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費			50,000
2 受取寄附金			
受取寄附金			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	750,000		750,000
4 事業収益			
部活動支援事業	360,000		
スポーツを通じた親子健康増進事業	22,500		
スポーツ大会およびスポーツイベント開催事業	225,000		
スポーツを通じた国際交流			
物品売買事業		220,000	827,500
5 その他収益			
雑収益	5,000		5,000
経常収益計	1,412,500	220,000	1,632,500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	332,000		332,000
法定福利費	33,000		33,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	365,000	0	365,000
(2) その他経費			
施設使用料	119,000		119,000
旅費交通費	58,000		58,000
消耗品費	229,000		229,000
広告費	23,000		23,000
仕入		150,000	150,000
雑費	21,000	10,000	31,000
デザイン費		10,000	10,000
活動支援金	70,000		70,000
その他経費計	520,000	170,000	690,000
事業費計	885,000	170,000	1,055,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	360,000		360,000
法定福利費	36,000		36,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	396,000	0	396,000
(2) その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	64,000		64,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	74,000	0	74,000
管理費計	470,000	0	470,000
経常費用計	1,355,000	170,000	1,525,000
当期経常増減額	57,500	50,000	107,500
III 経常外収益			
1 固定資産売却却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額			107,500
設立時正味財産額			1,500
次期繰越正味財産額			109,000